

# 食品添加物の指定等に関する薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会添加物部会検討結果概要について

平成16年12月17日  
厚生労働省医薬食品局  
食品全部基準審査課

厚生労働大臣より薬事・食品衛生審議会に諮問された亜酸化窒素の食品添加物としての指定について、本日開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で検討され、同部会の報告がとりまとめられた。

報告の概要及び今後のスケジュールは次のとおりである。

## 1. 部会報告の概要

### ○亜酸化窒素の新規指定の可否について

食品衛生法第10条の規定に基づく添加物として指定することは差し支えない。ただし、同法第11条第1項の規定に基づき使用基準としてホイップクリーム（乳脂肪又は植物性脂肪を主原料として泡立てたもの）以外の食品に用いてはならないに定めるとともに、成分規格を定めることが適当である。

なお、カートリッジ式のガスボンベについては、その対象としないこととされた。

## 2. 今後のスケジュール

- (1) 食品輸入円滑化推進会議における説明（在京大使館等への説明）
- (2) パブリックコメント、WTO通報
- (3) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での審議、答申
- (4) 省令等の改正（平成17年春を目途）

（参考資料）

### \*亜酸化窒素

亜酸化窒素は天然に発生し大気中に分散している気体である。工業的にはエアロゾル容器中の噴射剤として用いられており、食品では米国、EU諸国のほか諸外国において缶入りホイップクリーム等に使用が認められている。